

公告（個別事項）

国道494号防災・安全交付金工事について一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

平成26年3月25日

高知県知事

第1 入札に付する事項

1. 工事名(工事番号)	国道494号防災・安全交付金工事 (道交国防安(改築)第113-006-102号)
2. 工事場所	高知県高岡郡佐川町川ノ内組
3. 工事内容	高知県高岡郡佐川町川ノ内組地内の国道494号における道路改良工事
4. 工事概要	施工延長 L=107.1m (4.8+102.3) 掘削 V=272m ³ 補強土壁 L=107.1m A=81m ² 基礎工 L=14.6m
5. 工事日数(完成期限)	185日
6. 予定価格	事後公表
7. 審査方式	入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う、 事後審査方式 とする。
8. 落札方式	事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）により落札決定を行う。
9. 入札手続	高知県電子入札システムで行う。
10. 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1. 平成25年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	土木一式工事
	等級	B等級
	総合点数	_____
2. 営業所の拠点	高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する中央西土木事務	

	<p>所の所管区域内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であり、越知事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成25年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を中央西土木事務所として認められた者であり、越知事務所管内に営業所を置く者。平成25年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を中央西土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。</p>
3. 施工実績	<p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込み）が2,000万円以上の土木一式工事であること。 5 施工場所が高知県内であること。
4. 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p>
資格等	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。 3 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。
従事実績	問わない。

第3 入札日程等に関する事項

1. 申請書等の様式取得・提出	提出期間	<p>公告の日から平成26年4月2日（水）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。</p>
	提出方法	<p>共通事項第2の3で定める。</p>
	掲載場所	<p>入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロード。 入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は中央西土木事務所ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170107/</p>
2. 設計図書の閲覧方法	<p>入札情報システム</p>	

		http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/
3. 設計図書等の質疑	提出先	送付アドレス E-mail : ec170107@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成 26 年 4 月 8 日 (火) 午後 5 時まで
	回答期限	平成 26 年 4 月 10 日 (木)
4. 入札書の提出	入札期間	平成 26 年 4 月 3 日 (木) から平成 26 年 4 月 14 日 (月) までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前 9 時から午後 8 時まで)。 ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後 5 時までとする。
	入札方法	共通事項第 4 で定める。
5. 開札予定	日時	平成 26 年 4 月 15 日 (火) 午前 9 時 30 分から
	場所	高知県中央西土木事務所 (※第 6)
6. 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	高知県中央西土木事務所 (※第 6) へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して 3 日目の午後 5 時まで (閉庁日は除く。)

第 4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は下表のとおりとする。

(1) 同種・類似工事の要件 (一契約ですべての要件を満たすこと。)

評価区分	要件
企業の評価	1 平成 10 年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が 20% 以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額 (税込み) が 2,000 万円以上の土木一式工事であること。 5 道路改良工事であること。 6 施工場所が高知県内であること。
配置予定技術者の評価	1 企業の評価に掲げる工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 2 従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は、評価対象としない。

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績	施工実績 4 件以上	10 点

の有無 (平成 10 年度以降) ※評価対象から除外する 工事について、(5)を参 照。	施工実績 2 件以上 4 件未満	5 点
	施工実績 2 件未満	0 点
同種・類似工事の成績 評定 (平成 20 年度以降) ※高知県発注工事に限る。 ※評価対象から除外する 工事について、(5)を参 照。	成績評定の平均点 80 点以上	15 点
	成績評定の平均点 75 点以上 80 点未満	10 点
	成績評定の平均点 70 点以上 75 点未満	5 点
	成績評定の平均点 70 点未満	0 点
直近の成績評定の 最低点 (平成 24 年度 実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定 65 点未満 無	0 点
	成績評定 65 点未満 有	- 5 点
優良工事表彰の有無 (平成 18 年度以降、 業種：土木一式工事) ※評価対象から除外する 工事について、(5)を参 照。	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を 2 回以上受賞	10 点
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を 1 回受賞	7.5 点
	他機関表彰 受賞	5 点
	表彰 無	0 点
地域性・社会性評価		
地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に主たる営業所 有	15 点
	当該工事と同一市町村内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営 業所のうち従たる営業所 有	10 点
	当該工事と同一市町村内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営 業所 無	0 点
地域ボランティアの 有無 (平成 24 年度実績) (越知事務所管内)	入札参加資格決定通知書の地域点数 20 点以上相当	10 点
	// 15 点以上 20 点未満相当	8 点
	// 10 点以上 15 点未満相当	6 点
	// 5 点以上 10 点未満相当	4 点
	// 1 点以上 5 点未満相当	2 点
ボランティア活動 無	0 点	
重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1 年以 上)リースによる保有 有	10 点
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1 年以 上)リースによる保有 無	0 点

消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 (平成 24 年度) ※佐川町(一部事務組合等)の消防団への加入又は工事現場所在地に係る市町村若しくは一部事務組合等の認定に限る。	加入又は認定 有	10 点
	加入又は認定 無	0 点
BCPの認定の状況	BCPの認定 有	10 点
	BCPの認定 無	0 点
独占禁止法違反等による指名停止の状況 (公告日以前1年間)	指名停止 無	0 点
	指名停止 有	-10 点
合計	90点 (合計点を5点に換算。)	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成 10 年度以降)	従事実績 4 件以上	10 点
	従事実績 2 件以上 4 件未満	5 点
	従事実績 2 件未満	0 点
同種・類似工事の成績評定 (平成 20 年度以降) ※高知県発注工事に限る。	成績評定の平均点 80 点以上	15 点
	成績評定の平均点 75 点以上 80 点未満	10 点
	成績評定の平均点 70 点以上 75 点未満	5 点
	成績評定の平均点 70 点未満	0 点
優良工事表彰の有無 (平成 18 年度以降、業種：土木一式工事)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10 点
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5 点
	他機関表彰 受賞	5 点
	表彰 無	0 点
継続学習制度 (CPD) への取組 (取得単位数、有効期間：過去5年間) ・(社) 全国土木施工管	推奨単位の10分の5以上	10 点
	推奨単位の10分の3以上10分の5未満	7.5 点

理技士会連合会 ・(社) 日本技術士会 ・(社) 日本建築士会連 合会 ・建築設備士関係団体 CPD 協議会 ・(社) 土木学会	推奨単位の 10 分の 1 以上 10 分の 3 未満	5 点
	推奨単位の 10 分の 1 未満	0 点
配置予定技術者の 資格	土木一式工事に関する 1 級国家資格を有する	10 点
	上記以外の資格を有する	0 点
合計	55 点(合計点を 5 点に換算。)	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	5 点	・開札後、低入札を行った者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札を行わなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」(満点)として評価する。
	可	2 点	
	不可	0 点	
施工体制確保の確実性	良	5 点	
	可	2 点	
	不可	0 点	
合計	10 点		

(5) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成 24 年 10 月 17 日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表構成員及びその他の構成員)は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないものとする。

なお、総合評価の評価対象から除外する高知県発注工事の一覧表は、高知県土木部建設管理課のホームページに掲載しているので、参照のこと。

- ① 受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反する行為により独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合において、その対象となった工事
- ③ 受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式1) 2 企業の評価項目一覧表 (様式5) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表 (様式6)
入札時に電子ファイルで添付する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1 同種工事の施工実績 (様式2) 及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿 (様式3) 及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について (様式4) (※該当する場合のみ。) 4 平成25年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 総合評価方式関係資料 表紙 6 様式5の挙証資料 (※該当する場合のみ。) 7 様式6の挙証資料 (※該当する場合のみ。)

第6 入札実施機関 (問い合わせ先)

〒781-2110 高知県吾川郡いの町 1381 番地

高知県中央西土木事務所 総務課 総務班

電話 088-893-2149

Fax 088-893-3513

E-mail ec170107@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。
- この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領 (平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知) 第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。